

第31回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木) 午後2時00分～午後2時33分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(25名)
4. 欠席委員(5名)
5. 議案
議事録署名委員の指名
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 町営土地改良事業施行協議のための計画概要公告に係る
事業参加申出の報告について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
6. 農業委員会事務局職員(3名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から9月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が14名出席、推進委員が11名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。朝晩ずいぶん秋らしくなってきました。ようやく収穫の秋になり稲刈り等進んでいるところではないかと思えます。最後まで天候も崩れることなく進んでいけばいいなと思えます。今月は研修会もあり、ご参加の皆様ありがとうございました。今後の農業委員会活動にぜひ役立てて頂きたいと思えます。またお忙しいところ農地調査もご協力いただきありがとうございました。今月の初旬は気温も高く、草刈り機やトラクターによる事故も聞いております。これから、お忙しくなるかとは思いますが、事故の防止に努めて頂ければと思えます。

それでは、ただいまより第31回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、9件、
報告第2号 町営土地改良事業施行協議のための計画概要公告に係る事業参加申出の報告について、1件

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について3件、

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について2件、

議案第3号 非農地証明について、3件

議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくをお願いします。

事務局

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は9件でございます。議案書のほうは1ページから16ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。なお、14ページの●さんからはあっせんの希望が出ておりますので、●地区担当の委員さんはよろしく願いいたします。以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号、町営土地改良事業施行協議のための計画概要公告に係る事業参加申出の報告について、事務局から説明をいたします。

事務局

それでは、議案書の17ページをご覧ください。報告第2号についてご説明いたします。

内子町が実施している町営土地改良事業施行協議のための計画概要公告に係る事業参加申出の報告でございます。計画の内容は、18ページに掲載している通りでございます。町営土地改良事業の場所につきましては、喜多郡内子町●の農業用水路71mです。公告期間は、令和7年8月25日から8月29日までで、事業参加申出期間は、令和7年8月25日から9月3日まででした。今回の事業計画を告示し、新たに土地改良事業に参加する申出はありませんでしたので、令和7年9月4日付けで内子町へ報告しております。

以上でございます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号の1につ

事務局

いてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆 576㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで農業歴50年になります。生産に必要な農機具は、耕うん機・管理機、バインダーなど所有しています。この他必要な農機具があれば購入する予定とのこと。また、申請地は自宅から徒歩で5分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間170日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

先日、申請人の●さんに会って話を聞きました。譲渡人の●さんは、高齢となり申請地の管理が十分にできないことから、申請地の近くにお住まいの●さんに売買することになったそうです。

●さんは、自宅近くにある申請地を譲り受けて、現状のまま管理し、ユズを栽培するそうです。農機具なども所有しており、農業歴は50年で農業の栽培技術はあるものと見込まれます。

また、農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第1号の2、議案第1号の3は関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 784㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

次に、議案第1号の3についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 1,715㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページ、及び5ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

●さんは、内子町●にお住まいで農業歴33年になります。生産に必要な農機具は、トラクター、田植え機、コンバインなど所有しています。この他必要な農機具があれば購入する予定とのことです。また、申請地は自宅から車で3分と徒歩で5分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間250日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

4ページと6ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月14日、農業委員の●さんと一緒に調査を行い、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、申請地の管理が十分にできないことから、●さんに売買することになったそうです。また、●さんは松山市にお住まいで、通作しての管理が大変なことから、●さんに売買することになったそうです。

●さんは、●地域で中心的な農家であり、水稻栽培やトマト栽培などを行っております。今回、申請地を譲り受けて水稻栽培に取り組むとのこと。生産に必要な農機具は所有しており、農業歴は33年で、農業の栽培技術はあるものと見込まれます。

また、農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。採決につきましては、議案ごとに行います。議案第1号の2を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の3を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第2号1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の21ページをご覧ください。議案第2号1についてご説明いたします。地図の方は、22から24ページになります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 170㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、進入路の敷設、農業用倉庫の設置です。

転用の理由といたしまして、申請地は、申請人の居住する住宅に隣接しており、農作業用の機械や資材を保管する農業用倉庫を建築し、また

事務局

自宅と一体的に利用するため、進入路設置したいとのことです。申請地は、既にコンクリート舗装した進入路が敷設されており、また農業用倉庫も建築されており、無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、既に農業用倉庫が建築されており、また進入路が敷設されております。転用による周辺への影響も少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

9月20日、●委員さんと一緒に申請人にお会いし、話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地は、申請人の居住する農家住宅に隣接しており、農作業用の機械や資材を保管する農業用倉庫を建築し、また自宅と一体的に利用するため、進入路を設置したいとのことです。現地を確認しましたが、申請地はすでに農業用倉庫・進入路が設置しており、違反転用となっておりますので始末書を提出しているとのことです。転用による周辺農地への影響は少ないものと思われることから、特に問題はないと思われま。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第2号2について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の21ページをご覧ください。議案第2号2についてご説明いたします。地図の方は、25から28ページになります。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 1, 014㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は植林です。

転用の理由といたしまして、申請地は山間でたびたび獣害にあっており今後の耕作管理が不可能であります。そこで今後は杉桧を植林して、山林として管理するため申請したいとのことです。申請地は、既に植林されており、無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の8ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、植林されております。植林による周辺への影響も少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月14日、●委員さんと一緒に申請代理人である行政書士の●に電話で話を聞きました

先ほどの事務局の説明のとおり申請地は、山間でたびたび獣害にあっており今後の耕作管理が難しく、そのため今後はスギ、ヒノキを植林し、山林として管理していきたいとのことです。現地を確認しましたが、周囲に与える影響も少なく特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。議案第3号1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第3号1についてご説明いたします。地図の方は、30、31ページになります。29ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 93㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の9ページをご覧ください。現地写真は10、11ページになります。9ページにお戻りください。

申請理由として、申請人が耕作管理していましたが鳥獣被害のため農作業が困難となり、平成12年ごろから耕作管理が放棄されておりました。そのため、雑木や雑草が生い茂り現在では復旧が困難となったため、今回申請に至ったそうです。判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

9月14日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の行政書士●に電話で話を聞きました。

申請地は、申請人が耕作しておりましたが、鳥獣被害のため農作業が困難となり平成12年頃から耕作管理を放棄しておりました。そのため、雑木や雑草が生い茂り現在では復旧困難な状態となったため申請するそうです。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込めますので、特に問題は無いものと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。議案第3号2について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の32ページをご覧ください。議案第3号2についてご説明いたします。地図の方は、33から35ページになります。32ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆 1, 912㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の12ページをご覧ください。現地写真は13から15ページになります。12ページにお戻りください。

申請理由として、申請人が耕作管理していましたが急傾斜のため農作業が困難となり、平成12年ごろにヒノキを植林し現在にいたっております。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

9月14日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の●に電話で話を聞きました。申請地は、申請人が耕作しておりましたが、急傾斜のため農作業が困難となり平成12年ごろにヒノキを植林して山林として利用しておりました。現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われまます。ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。議案第3号3について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の36ページをご覧ください。議案第3号3についてご説明いたします。地図の方は、37から39ページになります。36ページにお戻りください。

事務局

申請地は、内子町●の農地、畑7筆 2, 463㎡です。申請人は、神奈川県●の●さんです。

それでは、別紙調査書の16、17ページをご覧ください。現地写真は18から22ページになります。16ページにお戻りください。

申請理由として、申請人の父親が耕作管理していましたが、急傾斜のため農作業が困難となり、平成12年ごろにヒノキを植林し現在にいたっております。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

9月14日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の●に電話で話を聞きました。

申請地は、申請人が耕作しておりましたが、急傾斜のため農作業が困難となり平成12年ごろにヒノキを植林して山林として利用しておりました。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は、少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について審議します。議案第4号1について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号1について説明いたします。議案書の40ページをご覧ください。地図のほうは42、43ページです。40ページにお戻りください。本件は、相続税の納税猶予に関する、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについてご審議いただくものです。

事務局

申請人は、内子町●にお住いの●さんで、令和7年9月8日付けで租税特別措置法第70条の6第1項の規定に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願が提出されております。41ページをご覧ください。申請地は、内子町●の農地、畑4筆で2,847㎡です。申請地を確認しましたが、水田や畑として管理されておりますので、特に問題はないものと思われま

す。ご審議の程よろしくお願

会長

いします。事務局から説明がありました。調査の報告を願

●番
●委員

います。9月16日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の●に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、納税猶予の適用を受ける土地は4筆で、いずれも申請人の自宅付近にあります。現地を確認したところ、稲作などとして利用されておりましたので、特に問題は無いものと思われま

会長

す。ご審議のほどよろしくお願

いします。調査の報告がありました。本件を引き続き農業経営を行

会長

っている旨の証明書を交付することに異議はござ

いませ

事務局

んか。(全員異議なし)

異議なしと認め、引き続き農業経営を行

っている旨の証明書を発行することに決定

ます。議案第4号2について説明いた

します。地図のほうは46から49ページです。44ページにお戻り

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月19日、農業委員の●さんと一緒に申請人宅を訪れ話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、納税猶予の適用を受ける土地は5筆で、いずれも申請人の自宅付近にあります。現地を確認したところ、稲作などとして利用されておりましたので、特に問題は無いものと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。